

草津市教育委員会会議録

平成26年3月定例会

(3月24日開催)

草津市教育委員会

出席委員	委員長	馬場輝代
	委員	村山美智子
	委員	麻植美弥子
	委員	谷川尚己
	教育長	三木逸郎

議事参与	教育部長	加藤幹彦
	教育部副部長（総括）	小寺繁隆
	教育施設整備室長	吉川寛
	教育部副部長（学校給食担当）	梅原正雄
	教育部副部長（街道交流担当）	八杉淳
	教育部副部長（学校教育担当）	清水康行
	教育総務課長	山本美佐子
	生涯学習課副参事	福西弘充
	スポーツ保健課専門員	藤崎篤
	文化財保護課長	谷口智樹
	図書館長	今井知春
	学校教育課長	糠塚一彦
	まちづくり協働課長	木村博
	幼児課長	田中祥温

事務局	教育総務課副参事	松浦正樹
-----	----------	------

開会 午後 2時30分

馬場委員長 それでは、ただいまから草津市教育委員会3月定例会を開会いたします。

—————日程第1—————

馬場委員長 日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

各委員 — 異議なし —

馬場委員長 異議がないようですので、3月定例会は本日1日限りといたします。

—————日程第2—————

馬場委員長 次に、日程第2、「2月定例会会議録及び3月臨時会会議録の承認について」であります。あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員 — 異議なし —

馬場委員長 異議がないようですので、2月定例会会議録及び3月臨時会会議録は承認されたものと認め、2月定例会については村山委員と麻植委員に、3月臨時会については麻植委員と谷川委員に後ほど署名をお願いします。

—————日程第3—————

馬場委員長 次に、日程第3、「3月定例会会議録署名委員の指名について」であります。教育委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。谷川委員と村山委員をお願いいたします。

—————日程第4—————

馬場委員長

次に、日程第4、「教育長報告」をお願いします。

教育長

皆様、こんにちは。

委員の皆様には卒業式、並びに卒園式に御出席いただき、ありがとうございました。友達や先生との別れ、学び舎を巣立つ子どもたち、それらを見守る保護者や地域の方々の表情は悲喜こもごもでしたが、子どもが輝く教育のまちにふさわしい、希望に満ちた晴れやかな笑顔が輝いていました。

次に、2月25日に、草津市立教育研究所が開催した、平成25年度草津市教育研究奨励事業表彰式にも御出席いただきました。今年度もフレッシュ研究、就学前研究など、6部門に46点の研究論文が寄せられました。いずれの論文も教育の実践を踏まえたもので、熱意を感じました。ここでは最優秀賞を受賞した論題と、受賞者を御紹介します。思いを伝え合い、認め合える学級活動の取り組み、話し合いを通じて。矢倉小学校、西村望美教諭。長縄8の字跳び指導法の工夫。矢倉小学校、西塚洋教諭。たかが、けん玉で学校を変える。志津小学校、けん玉推進部。心地よい動きの感じと気づきから、自発的な学びを生み出す体育学習、山田小学校、山田淳子教諭。造形活動を通して保育が変わる。中央幼稚園、笠縫東幼稚園、玉川幼稚園。また、特別賞には、学校全体で取り組む人権意識育成プロジェクト、草津小学校。学校賞は玉川小学校が受賞しました。当日の様子は京都新聞に掲載された記事を御参照ください。委員の皆様には、この1年も行事や式典だけでなく、多くの現場を訪問され、子どもたちや教職員、保護者や地域の方たちを励ましていただきました。改めて感謝を申しあげます。

次に、2月24日に開会した市議会定例会は3月5日に代表質問、7日と10日に一般質問、12日に文教厚生常任委員会、17日から20日まで予算審査委員会が開催され、あす25日に閉会します。代表質問では教育の充実、滋賀国体、小学校の魅力ある教育の評価と、今後の方向性、タブレットパソコンの教育効果、教育行政の政治的中立性、県立特別支援学校の新設と教育環境の改善を県に要請すること、教育の充実、教育委員会として就学前教育のかかわりをどう持つか、学校教育におけるESD、いじめ防止対策推進法の対応、教育委員会制度の改革についての11項目でした。一般質問はスポーツを核にした地域の魅力づくり、草津市の文化芸術の振興、教育委員会として将来づくりのESD活動、持続可能な共生社会構築における社会教育委員、教育振興基本計画（第2期）の策定に向けての5項目でした。議会の様子は配付しました、答弁内容報告書並びに議会ホームページの録画中継を御参照ください。

議会質問にもありました、教育委員会制度については、前回の報告でも触れましたが、未来を担う子どもたちの教育環境を守り、発展させるには、教育の中立性、継続性、安定性はもとより、社会の中にある学校軽視の風潮、文化を変える必要があります。教員力の向上を柱に、教師のステータス、社会的地位を高める必要があります。あわせて、学校と家庭、市民や議会、行政だけでなく、企業やマスコミ、大学等も参画する教育シンポジウムの開催など、教育の課題を国民的な関心に高めることが、滋賀のみならず、草津でも必要ではないかと思えます。

次に、教育委員会制度とかかわり、2月25日の内外教育誌に掲載された、下からの目線という記事を紹介します。そもそも、教育委員の名誉職化という批判に代表される、教育委員会事務局にお任せする審議態度、チェック能力ゼロの問題が責任体制を曖昧にしてきた。広義には、お任せ民主主義に変質させた有権者の責任でもある。であれば、下からの目線でも制度の変更を考えるべきだ。大津市の隣の草津市などで実施される、参加型の委員公募制はどうかとありました。草津市の委員会公募制の持つ優位制を再認識した記事でした。

次に、草津の教育とかかわり、教育関連の全国専門誌を発行している大手2社から以下の取材がありました。2月21日、ベネッセ教育総合研究所が発刊するVIEW21の杉田美穂編集長ほか2名の女性編集者が、草津市教育委員会が奨励するビブリオバトルの取材のため、玉川小学校と学校教育課に訪れました。また、2月26日には、日本教育新聞を発刊する、日本教育新聞社顧問の渡邊規矩郎氏ほか1名が、人づくり、国づくりの欄に掲載するため、教育長室を訪ねてこられました。草津の教育の元気が伝わるとよいと思えます。

次に、3月10日開催の教育委員会臨時会で、私が草津市の教育長を今年度末で退任することに御同意いただきました。5年5か月の間、実にさまざまなことがありました。草津の教育が社会的に注目されるようになった要因は、教育委員会を構成する教育委員や事務局が果たした役割も大きいですが、それにも増して、第一線で働く教員と職員が、個性輝く取り組みをしたことによります。あわせて、教育の充実を掲げる橋川渉市長と草津市教育委員会が連携して取り組んだことで、県内外に誇れる到達点を築いたからであります。振り返れば、この教育長報告はそれらを伝えるための広報であり、A4版、350ページにわたる報告の大部分は草津のよさやがんばりを多くの方に知ってほしいと思ひ、まとめたものでした。

最後になりますが、京都市育ちの私も、草津や滋賀とかかわって20年になりました。就任当初は教育委員会の活性化が私に与えられた唯一のミッションと捉えていましたが、1年を経て、皆で種をまき、耕し、収穫することの大切さを学びました。教育についての国民の要望は多様であり、思いがけない問題や、

課題も浮上しますが、私たちは期待に応えなくてはなりません。

私が38年間、勤務していた立命館大学で課外活動を中心に頑張る学生たちを、全国大会に壮行する場で、夢、それはかなえるもの、DREAMS COME TRUEという大きな横断幕をつくり、それをキャンパスに掲げました。私も4月からは夢の実現を目指し、新たなことにも積極的にチャレンジしたいと思います。

皆様には4月から就任される教育長とともに、草津市教育委員会の基本理念である、子どもが輝く教育のまち、出会いと学びのまちの実現を目指し、高らかに取り組んでいただくことをお願いしまして、教育長退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

就任時から今日まで教育委員会定例会の傍聴を初め、多くの市民の皆様に励まされてきました。達成感と充実感を持って、草津市の教育長職を終えることは、私にとってはこのうえない喜びであります。そのことをお伝えして最後の教育長報告とさせていただきます。

長い間、ありがとうございました。

馬場委員長

ありがとうございました。

それでは、行事に参加された際の御感想などがございましたら、委員さんのほうから、よろしく願いいたします。

村山委員さん。

村山委員

私は今年度は卒業式に、草津中、南笠東小学校、それから笠縫東幼稚園の卒業式、卒業式にお邪魔してまいりました。どこも皆、学校や園が大好きだったんだな、楽しかったんだなというのが本当にひしひしと伝わってくる、すてきな式でした。中でも、草津中での日高校長先生が祝辞の中でおっしゃったお話がとても印象的だったので、ちょっと御紹介させていただきます。先生は、風、舳先、舵という3つキーワードでお話しされて、草津の風というタイトルで、学校だよりをいつも出しておられますけれども、風は周りの社会の風であると同時に、自分自身でもあると。ぜひ、一人一人が草津の風となって、流れを起こしてほしいという願いが込められていて、舳先というのは船首のことで、風や波をしっかりと捉えて、目標にしっかりと舳先を向けて進んでほしいという思い。そして、舵は人任せにせずに、自分の舵をしっかりと、自分で握って、これから進んでほしいという、その3つをしっかりと持って進んでほしいということをお話しされていて、目先の成績や点数でなくて、人生の軸をしっかりと見据えて、これから生きてほしいという、本当に大きくて温かい思いが込められた、本当にすばらしい言葉だなと思って、生徒たちの心にもきっと響いたのではな

いかなというふうに思いました。

以上です。

馬場委員長

ありがとうございます。

ほかにありませんか。麻植委員。

麻植委員

私も3つの、玉川中学校、中央幼稚園、笠縫東小学校の卒業式、卒園式に行
ってまいりました。本当にそれぞれ、いろんな希望を持って、きらきらした子
どもたちの顔をとてもうれしかったのですけれども、その中で玉川中学校の利
倉校長の話から御紹介したいと思います。3年前の震災があって、玉川中学校
として何ができるかということを考えたときに、震災の東北の中に玉川中学校
というのを、子どもたち自ら見つけて、応援のエールを送ったそうです。
そこから玉川中学校同士の交流が始まったんですけれども、それをまた、今年、
卒業の記念樹として交流をまた、もう一度されたんですけれども、全国に玉川
という地名はありますし、玉川中学校もたくさんあるんですけども、六玉川と
いう、6つの玉川ということの中で、草津の野路の玉川、宮城県の塩竈市の野
田の玉川、この2つの六玉川という、昔からの、いにしえのきずながあったん
だよというのをお話しされていました。その2つの玉川の交流を、教育委員会
としても、また応援してあげていったらなと、そんな温かい思いがありました。
最後に締めくくられたのが、それぞれの3. 11を大事にしてくださいとおっ
しゃっていました。それは子どもたちだけではなくて、大人の私たちにも、自
分の立ち位置でできる3. 11に対しての思いであったり、応援があるのでは
ないかなというように、心を新たにしました。

以上です。

馬場委員長

ありがとうございました。谷川委員さん。

谷川委員

卒業式はお二人が言われたので、私、2月の人権作品展、これは2月で終わ
っていますかね。

馬場委員長

大丈夫です。

谷川委員

私、それをイオンへ見に行って、今までにないものを見た自分では思っ
ているんですけど、玉川中学校と松原中学校の美術部が、ピカソの思いという
共同作品を出していたんですけれども、ピカソの模写したゲルニカの6枚の周
りに14枚の温かみのある絵があったんですけれども、こういうつながり、他

校とのつながりで人権作品を出すというのは初めてだったので、中身もすばらしい絵があったので、すごいなというふうに思いました。

あと、それぞれの、いじめについてのポスターがあったりとか、詩があったんですけど、小学校1年の友達という詩が、ちょっと記憶に残ったので、写してきました。「応援してくれる友達、優しい友達、一緒に遊んでくれる友達、楽しい友達、気持ちがわかる友達、みんな優しい友達。友達といるとうれしい、踊ってくれる友達。友達、こんにちは。きょうは友達の日でした。」1年生の子がすばらしい詩を書いて、心温まる内容だったなということで、それぞれが人権について、真剣に取り組んでいるなというので、ゆっくり見させていただきました。また、今後も続けていただけたらと思います。

馬場委員長

私も卒業式のこと一言と思っているんですが、笠縫小学校の卒業式に行かせてもらったんですが、本当にすっきりとした卒業式でした。子どもたちが号令なしに気配を感じて、ずっと立ったりとか、歌もしっかり歌えますし、非常に、自分が卒業させたときのころと余り変わっていない卒業式で、すごくいいなと思って見させてもらいました。隣に座ってはった中島市議会議長さんに、いいですねって言ったら、歴史と伝統がありますと言われたので、地域の人にとってもすごく誇りの学校なんやなというのも強く感じました。

夜、実は学校の先生から電話があって、夕方、校長先生が、立派にできたのは先生がたのおかげやと、子どもたちと先生がたのおかげやと言って、少し泣かれたというのを聞いていて、そのときに、私もちょっと知らなかったんですが、そのときに言われたのは、あの厳しい馬場先生が褒めてくれはったと。この年になっても褒めてもらうというのはすごくうれしいというふうに校長先生がおっしゃったみたいで、こういう真っすぐな人が草津の教育を支えているんやなというのをつくづく感じて、すごく温かい気持ちになりました。ということで、一言ずつですが感想を終わらせていただきます。

教育長報告につきましては以上で終わらせていただきます。

—————日程第5—————

馬場委員長

次に、日程第5、「付議事項」に入ります。

まず、「議第16号 草津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長

議第16号、草津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案につきまして、教育総務課の山本が御説明申しあげます。

議案書の2ページから4ページを御覧いただきたいと存じます。現在、条例や規則等を公布する場合、草津市公告式条例の規定に基づき、市内13カ所の掲示場への掲示により、公告を行っております。そのような中、事務事業の点検の中で、告示方法の見直しが行われた結果、この2月定例会市議会で13の掲示場を草津市役所前1カ所とする旨の条例改正が行われ、これを受けまして、草津市教育委員会公告式規則の一部改正を行うものでございます。

4ページの新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。旧規則では第2条第2項に規則の公布は草津市公告式条例、別表に定める掲示場に掲示して行うと定めております。新規則では条例第2条第2項の掲示場と書いております。これはすなわち、草津市役所前の掲示場のことを指してございまして、このような形で改正させていただきます。なお、施行日につきましては、平成26年4月1日と定めております。どうか、御審議のほど、よろしく御願い申しあげます。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。
本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第16号は、原案のとおり可決いたします。
次に、「議第17号草津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長

議第17号、草津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について、教育総務課の山本が説明が申しあげます。

議案書の5ページから7ページを御覧いただきたいと存じます。現在、教育委員会の会議録につきましては、草津市教育委員会会議規則の規定により、定例教育委員会において、前月の会議録を承認した後、委員長及び委員長の指名する委員2名がこれを調製した職員とともに署名を行っております。この署名行為につきましては、法律上の規定がなく、会議録を次の定例教育委員会において承認いただくことで完結するものと考えますことから、今回、改正を行うものでございます。

それでは、7ページの新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。旧規則を見ていただきますと、第20条第2項には会議録の署名のことについて定めて

おります。新規則では署名に関する事項を削除させていただきまして、会議録を次の定例会において承認を受けなければならないといたします。また、第3項でございますが、当該承認を受けた会議録を公表するというふうにさせていただきます。

なお、この規則は平成26年4月1日から施行し、この規則の施行の日以後に作成した会議録から適用することといたします。どうか、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。
本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第17号は、原案どおり可決いたします。
次に、「議第18号 草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

教育総務課長

議第18号、草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案について、教育総務課の山本が御説明申し上げます。

議案書の8ページから10ページを御覧いただきたいと存じます。現在、教育委員会の権限に属する事務の一部を、草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則に基づき、市長部局の職員に補助執行させているところですが、今年度、事務事業の点検において、市長権限と教育委員会権限の整理がされ、使用料にかかわる規定は市長権限に属するとして、この2月定例市議会で関係する条例改正が提案されました。

また、26年度から新たな事業として、保護者の仕事と子育ての両立支援を目的とする、就労支援型預かり保育を実施しますことから、これらを合わせた規則改正を行うものでございます。具体的には10ページの新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。旧規則の別表でございますが、こちらに規定している子ども家庭部の職員に補助執行させている、教育委員会事務のうち、予算執行権にかかわる、就園助成に関することと、幼稚園保育料に関するものを削除させていただきまして、新規則では就労支援型預かり保育の実施に関するものを追加するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。
本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第18号は、原案どおり可決いたします。
次に、「議第19号 草津市立公民館管理規則の一部を改正する規則案」を
議題といたします。
事務局の説明を求めます。

生涯学習課副参事

議第19号、草津市立公民館管理規則の一部を改正する規則案につきまして、生涯学習課の福西より御説明申しあげます。

議案書の11ページから17ページのほうを御覧ください。この中で、15ページから始まります、新旧対照表の中で御説明させていただきたいと思しますので、15ページのほうをお開きいただきたいと思います。現行の公民館の管理規則が右のほうでございまして、今回、左の新しい規則というところに改正する案でございまして、第8条、第9条の規定なんですけれども、地方自治法の第180条の6第1項の規定によりまして、教育委員会には予算執行権というものがないということで、今回、全市的に見直しということで、それに合わせまして、当規則も改正するものでございまして、予算執行権のことにつきまして、新たに定めます使用料の徴収等に関する規則において定めるということから、本規則に記載しております内容を削除するものでございまして、以下、様式につきましても、同様の内容により、改めるというところでございまして、

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。麻植委員、お願いします。

麻植委員

公民館の規則の一部改正ということなんで、ちょっとお伺いしたいのですが、ここでは略になっておりますので、載っていないのですが、使用許可申請書の部分の提出日の件等が規則の中にあると思います。多分、4日前ということが提出の期限になっていると思うんですけども、さっきの131ページの利用しやすい公民館づくりの促進というところに、誰もがいつでも気軽に快適に利用できる公民館づくりを目指す云々とあります。また、公民館というのも、市民が学ぶという点では、社会教育法の中でも位置づけてあると思うのですが、これも今回の規則の変更の中で、3日間というのが前日というふうに変更にな

っていますが、この部分の規則の改定というのは考慮されていないのでしょうか。

生涯学習課副参事

生涯学習課の福西でございます。

今、公民館の使用の申し込みの期日のことの質問だと思いますけれども、公民館のほうでは、使用しようとする3カ月前から4日前までの申請を受け付けさせていたっているというところがございます。今回の改正の中では、その分についての改正は行っておりません。4日前ということで区切っているということにつきましては、その制定当初のことはちょっとわからないんですけども、職員の勤務の関係とか、特に夜間とか、公民館は夜間も使えますので、その関係で4日前というような形で区切らせていただいているということではないかなというふうに思っておりますが、今回、その点につきまして改正するというところは行ってないところがございます。

馬場委員長

ありがとうございます。御質問、よろしいですか。

麻植委員

使いやすい、気軽に快適なということを目指すという文言もありますので、また、シフトの面というのは夜間に関しては、確かにおっしゃるとおりだと思うのですが、午前、午後の会館の貸し借りに関しては、常時、人もおられると思いますので、もう少し柔軟に対応していただけるようになれば、ありがたいなと思いますので、また御検討していただけたら、ありがたいです。よろしくお願いたします。

生涯学習課副参事

生涯学習課の福西でございます。

日中の勤務の関係につきましては、もし、前日までオーケーというふうに変えた場合とか、どういう影響がちょっと出るかとか、現場の公民館の職員の方なり、補助執行をお願いしています、まちづくり協働課と調整をさせていただいた中で、考えていくべきことだと思いますので、そのあたり、きょう御意見をいただいたことを踏まえて考えていきたいなというふうに思っております。

麻植委員

お願いします。

馬場委員長

本議案につきまして、何か御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第19号は原案どおり可決いたします。

次に、「議第20号 草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課副参事

議第20号、草津市立草津アミカホール条例施行規則の一部を改正する規則案につきまして、生涯学習課の福西より御説明申し上げます。

議案書につきましては、18ページから36ページまででございます。その中で24ページのところから、新旧対照表がございますので、そちらのほうで説明のほうをさせていただきたいと思っております。

この改正の主な内容につきましては、アミカホールにつきましては、4月から利用料金制度を導入するというので、それに伴いまして、アミカホールの管理に関する権限につきまして、指定管理者に与えるということになりまして、それに伴うこと。また、先ほど公民館のところでも申しあげましたが、教育委員会の予算執行権の関係で、使用料等の徴収規則を別途定めるということで、その該当の箇所を本規則のほうから削除し、定めるというものでございます。

27ページのところから、使用料の関係の金額的なものにつきまして定めているところでございますけれども、こちらのほうにつきましても、新しい使用料等の徴収規則のほうで位置付けるということで、左側の新規則のほうでは削除するというところでございます。

以降、様式につきましては、33ページから様式がございますけれども、この点につきましても、先ほど申しました、予算の執行権の関係でありますとか、管理に関する権限を指定管理者に与えるということによりまして、教育委員会という名称をとったりするというのと、一部、文言の修正、追加等を行うというところでございます。

戻りまして、24ページのところでございますけれども、こちらの新規則の第2条のところ指定管理者による管理ということ新たに定めております。ここが、先ほど申しました管理に関する権限を指定管理者に与えるというところでして、この内容が書いてありました旧規則のところにつきましては、それぞれ新しい規則の中では削除し、全てこの第2条で読みかえるというところで、改めさせてもらうものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第20号は原案どおり可決いたします。

次に、「議第21号 草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課副参事

議第21号、草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則案につきまして、生涯学習課の福西より御説明申し上げます。

お手元の議案書は38ページ、39ページでございます。39ページのところに改正内容を書いておりますので、そちらのほうで御説明させていただきます。少年補導委員の任期につきましては、本年3月31日をもって満了するというので、それに合わせまして、これまで任期の改選ごとに発行してありました少年補導委員証、現行のほうのところなんですけれども、こちらを左側の新しい改正案のところ、交付形式に改めるということで、様式のほうを改正させていただくということでございます。これは毎回、任期を書いておりますと、それぞれの1期ごとに発行しておったというのですが、改正案の交付の形にさせていただきますと、例えば、2期、3期、続けてしていただく方がいらっしゃる場合につきましては、そのまま同じ補導委員証を使えるということで、そのようなことに改めさせていただくというものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

谷川委員

教えてください。任期が何年なのかということと、何回まで継続できるんですか。1年ですか。

生涯学習課副参事

生涯学習課の福西でございます。任期は2年任期でございます。何回までできるか、もう1つは。ちょっとお待ちください。

教育副部長（総括）

再任は何回という定めはございません。

馬場委員長

それでよろしいですか。

谷川委員

10年、20年という人もいるわけですか。その辺がちょっと聞きたかったので。

馬場委員長

わかりますか、今。

生涯学習課副参事

ちょっと、今、手元がないので。申しわけありません。

谷川委員

また後で。

馬場委員長

また調べていただくということでよろしいでしょうか。

ほかに何かないですか。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第21号は原案どおり可決いたします。

次に、「議第22号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。お願いいたします。

スポーツ保健課専門員

議第22号、草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案につきまして、スポーツ保健課の藤崎が説明させていただきます。

お手元の議案書の40ページから42ページを御覧ください。42ページに新旧対照表をつけさせていただいておりますが、旧規則にございました、草津市中学校スクールランチ検討委員会につきまして、審議が終了しましたことから、こちらの項を削除するものであります。

また、付則にございます、草津市小・中学校結核対策委員会につきまして、現在は要綱で設置しておりますが、委員会の内容が附属機関の性質を持つものでもありますので、附属機関条例に位置づけようとするものでございまして、こちらの項を新しく加えるものでございます。

委員資格につきましては、保健医療関係者、学校教育関係者、関係行政機関の職員とさせていただきます。任期につきましては委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までということとさせていただきます。

なお、付則につきまして、この規則は公布の日から施行いたしますが、小・中学校結核対策委員会につきましては、平成26年4月1日からとさせていただきます。

以上、よろしく御審議、お願いいたします。

馬場委員長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。お願いいたします。

谷川委員 以前は栗東と草津でやっていましたね。それが草津だけになったわけですか。もし、そうであれば、なぜそうなったのか、ちょっと教えていただきたいです。

馬場委員長 事務局のほう、お願いいたします。

スポーツ保健課専門員 草津としては、要綱で設置しておりましたが、栗東市のほうは既に条例のほうで設置されておられました。草津市のほうでも附属機関の性質を持つということで、条例設置のほうに、栗東市と協議させていただきまして、移行させていただいたところでございます。

馬場委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
ほかにありませんか。
本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員 — 異議なし —

馬場委員長 異議もないようですので、議第22号は原案どおり可決いたします。
次に、「議第23号 草津市立社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

スポーツ保健課専門員 議第23号、草津市立社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則案につきまして、スポーツ保健課の藤崎が説明させていただきます。
お手元の議案書43ページから61ページまでございますが、新旧対照表46ページから御説明させていただきたいと思います。こちらのほうは先ほどから御説明、公民館、アミカホールもありましたように、予算の執行権が教育委員会にございませんことから、予算に関する箇所を条例、徴収に関する規則に定めるものでございまして、そちらの部分削除しております。
まず、第7条の4項から第8条、そして12条までを削りまして、改正いたします条例、あるいは使用料の徴収等に関する規則のほうで別に定めさせていただくところでございます。また、13条につきまして、文言を修正しまして、条例に基づく規則、もしくは、教育委員会規則にということで、文言を修正させていただくところでございます。

また、別表につきまして、徴収に関する箇所になりますので、こちらのほうも改正条例、使用料の徴収に関する規則のほうで定めさせていただくものでございます。

なお、新旧対照表の61ページにございますが、この規則は、公布の日から施行すると。ただし、様式第1号及び2号の改正規定は、交付の日から施行するという形で定めさせていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしく御審議をお願いいたします。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。
本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第23号は原案どおり可決いたします。

次に、「議第24号 草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育部副部長（街道交流担当）

議第24号、草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則案につきまして、草津市街道交流館の八杉が御説明申し上げます。

議案書の62ページから83ページでございます。今回の改正につきましては、既に説明させていただきましたものもございしますが、教育委員会の予算執行権がございませんことから、使用料、本陣の入館料と交流館の観覧料でございしますが、その徴収及び減免還付に係る条項を削除すること。また、平成26年4月1日から史跡草津宿本陣の料金改定及び団体共通券の設定によりまして、規則に定める共通券、観覧券の券面記載事項を変更するものでございます。両施設の使用料、減免等につきましては、草津市規則として、草津市史跡草津宿本陣の入館料の徴収に関する規則及び草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収に関する規則を、別途に定めてまいります。

このことに伴います改正が主なものでございますが、新旧対照表では69ページでございます。草津宿街道交流館条例の施行規則の改正でございます。旧条例の第7条の観覧券等の減免、第8条の観覧料等の減免申請等に係る条項を削除するものでございます。また、これに伴いまして、第9条以下の条項が繰り上がってまいります。

71から74ページでは料金改定に伴います、共通券の額面が変更されます

こと及び団体券について、草津宿本陣の団体券と統一を図ろうとするものでございます。

次に、75ページからは史跡草津宿本陣条例施行規則の改正でございます、条文中に史跡草津宿本陣、草津宿本陣等の表現がまざっておりましたことから、この文言整理を行うことと、先ほどの街道交流館条例施行規則と同様に第7条の入館料の減免、そして第8条、入館料の減免申請等、第9条の入館料の還付の条項を削除しまして、以下の条文を繰り上げるものでございます。また、新規則の第8条に免責規定を追加しております。

78ページから81ページ、これは本陣の料金改定に伴う、券面の変更でございます。

なお、この規則につきましては、82ページの付則のとおりでございます、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、草津市立草津宿街道交流館条例施行規則および草津市史跡草津宿本陣条例施行規則の一部を改正する規則案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。お願いいたします。

麻植委員

63ページの備考の欄に高齢者というのがありますが、高齢者というのは何歳から。

教育部副部長（街道交流担当）

65歳以上ということで、既に議決をいただいております、条例のほうで規定させていただきます。

麻植委員

ありがとうございます。

馬場委員長

ほかに御質問はございませんか。
本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議がないようですので、議第24号は原案どおり可決いたします。
次に、「議第25号 草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。お願いいたします。

図書館長

議第25号、草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則案につきまして、図書館の今井が御説明申し上げます。

資料83ページから95ページを御覧ください。草津市立図書館の会議室等の利用につきましては、従来、図書館法の目的に沿った限定的な利用の範囲でのみの会議室等の利用でありましたが、今回、他の社会教育施設と同様に、多くの市民の皆様方が御利用できますように、草津市立図書館設置条例の一部の改正を行ったところでございます。これに伴いまして、これまで会議室等を利用できなかった団体の方々にも開放することで、新たな図書館利用者の拡大を図ろうとするものでございまして、その一部費用を利用者に御負担願いますことから、今回、規則の改正を行うものでございます。

新旧対照表、87ページから95ページでございます。第5条では従来の集会室、視聴覚室を会議室と名称を改めるものでございます。第12条におきましては、図書館資料の複写サービスだけでなく、これまでは図書館資料の複写につきましては、図書館の資料のみということでございましたが、図書館所蔵以外の会議資料につきましても、コピーを可能とするための緩和措置として、条文を削除するものでございます。第20条では、使用申し込みの件につきまして、これまで使用の3日前まで、大会議室につきましては、7日前までとしておりましたものを、前日までと改めたものでございます。第21条、使用許可、第22条、使用の制限につきましては、草津市立図書館設置条例の中で明記しておりますので、今回、削除したところでございます。

90ページからは各申請書類の用紙を集会室、大会議室と個別様式であったものを、統一様式といたしまして、使用料徴収に準じて改定させていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますが、何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。お願いいたします。

谷川委員

会議室の使用方法というのは、例えば、書道教室とかお花とか、歌いとか、そういうのもオーケーなんですか。

図書館長

展覧会といいましょうか、展示用でございますとか、そういったものに御利用いただくことは可能でございます。ただ、歌い、音が出てくるものでございますと、ある程度、音響的なものの制限もございまして、大ホールでの場合

には簡易なところでとどめていただきますよう、お願い申しあげていこうかなというふうに思っております。

谷川委員

書写とか生け花とか、そういうのはどうなんですか。

図書館長

それぞれの作品の発表会といいますか、図書館のいわゆる、読書活動以外のサークル活動での場合につきましては、御負担をいただくという形で御利用いただくことは可能でございます。

馬場委員長

よろしいでしょうか。どうぞ。

麻植委員

今回は全て予算の執行権が教育委員会にないために、文言が変わっているところがたくさんあるんですけども、例えばアミカホールとか、あと公民館にもありました、使用料の返還というものが、今、この新規則の中には図書館としては上がっていないんですけども、ここの部分はどのようになっているのでしょうか。使用料の返還、貸し出すということは使用料をいただくこととなりますよね。会議室を貸すということは使用料をいただきますよね。アミカホールとか、公民館に関しては使用料の返還というものが載っているんですけども、この使用料の返還という文言は先ほどから、教育委員会には予算の執行権がないために、図書館に関する、そういう返還の文言がここに記載されていないというふうにして考えればよいのでしょうか。

図書館長

草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則というものを、新たに設けておりまして、そちらの中で対応してまいりたいと考えています。

麻植委員

ありがとうございます。

馬場委員長

ほかにございませんか。

本議案につきまして、何か御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議がないようですので、議第25号は原案どおり可決いたします。

次に、「議第26号 草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。お願いいたします。

学校教育課長

議第26号、草津市立教育集会所設置条例施行規則の一部を改正する規則案につきまして、学校教育課の糠塚から説明いたします。

資料は96ページから103ページでございますが、100ページ、101ページの新旧対照表を御覧ください。旧規則の第6条第2項第2号、第11条、第12条につきましては、地方自治法第180条の第1項の規定により、教育委員会には予算の執行権がないために、削除いたしました。7条につきましては特段の理由を許可する主体を明確にするため、教育委員会が、というのを追加しております。第9条第3号中の体位を体力に表現を変更しております。第10条では使用許可申請の期限と、特別の理由がある場合の特例を追記したものでございます。最後に、この規則は公布の日から施行するものでございます。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

馬場委員長

このことにつきまして、何か御意見、御質問はございませんか。
本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第26号は原案どおり可決いたします。
次に、「議第27号 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。お願いいたします。

幼児課長

それでは、議第27号、草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案について、子ども家庭部幼児課の田中が御説明させていただきます。

議案書の104ページから、111ページを御覧ください。今年度の使用料等の見直しにおきまして、予算執行に係る権限についても見直しが行われ、市長部局と教育委員会の権限の整理がなされました。現在、草津市立幼稚園における保育料の徴収と減免につきましては、草津市幼稚園規則にて定めておりますが、予算執行に係る規定でございますので、今回、その一部を削除しようとするものでございます。

なお、削除いたします保育料徴収等につきましては、新たに草津市幼稚園保育料徴収規則として、市長部局にて規則制定が予定されております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第27号は原案どおり可決いたします。

次に、「議第28号 草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。お願いいたします。

幼児課長

続きまして、議第28号、草津市立幼稚園就労支援型預かり保育の実施に関する規則案について、子ども家庭部の田中から御説明させていただきます。

議案書の112ページから119ページを御覧ください。草津市立幼稚園における、就労支援型預かり保育につきましては、保護者の仕事と子育ての両立支援を目的とし、平成26年度からモデル園、3園、山田、玉川、笠縫東の各幼稚園でございますが、にて、事業開始を予定いたしておりますが、その概要は11月の定例教育委員会にて御報告させていただきました。また、2月の定例教育委員会において、草津市立幼稚園条例の一部改正案を付議させていただき、就労支援型預かり保育の実施について、設置目的規定への反映と、その保育料の規定について、法制執務における適正な表現に改めさせていただいたところでございます。今回、草津市立幼稚園条例に定めるほか、就労支援型預かり保育の実施に関する要件や利用方法について、当該規定を制定しようとするものでございますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第28号は原案どおり可決いたします。

次に、「議第29号 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。お願いいたします。

スポーツ保健課専門員

議第29号、草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて、スポーツ保健課の藤崎が説明させていただきます。

お手元の議案書の120ページから122ページとなりますが、121ペー

ジ、122ページに新たなスポーツ推進委員の名簿を載せさせていただいております。スポーツ基本法第32条第1項の規定によりまして、草津市スポーツ推進委員を委嘱することにつき、本委員会の議決を求めることをごさしまして、各学区、地区から4名ずつ、合計52名の方をスポーツ推進委員として委嘱させていただくものでございますが、現在、名簿がございます方々、50名となっております。一部の学区、大路区と笠縫学区になりますが、現在、残りの1名の方を御調整いただいておりますところをごさしまして、50名の方を今回は委嘱する予定でありまして、任期につきましては平成26年4月1日から平成28年3月31日の2年間とさせていただくものでございます。また、大路区、笠縫学区の残りの方につきましては、御推薦いただいた後、また本委員会におきまして付議させていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

谷川委員

10年ほど前からかわってへん人もたくさんおられるんですけども、若い人をもっと入れるというか、学区によって決め方が違うと思うんですけども、そのあたりで若い人の考えについていけるような人が選ばれるような、これ、20年ほどしたら表彰規定に入ったんですかね。そんなんで、長いことしている人もいたような気もするので、やっぱり何期というふうに切ったほうがいいのかなどというのも、以前から思っていたので、その辺はどうですか。

馬場委員長

事務局のほう、よろしく願いいたします。

スポーツ保健課専門員

長い方ですと、もう20年以上という方もおられます。今回、新たに13名の方、委嘱していただくことになる予定ですが、学区、地区、まちづくり協議会の会長様に推薦を御依頼いたしまして、このスポーツ推進委員の委嘱内容等につきまして御説明させていただきまして、この任務に適した方を御推薦いただいておりますところをごさしまして、学区、地区の会長、あるいは体育振興会の方々の御意見を踏まえてという形になっております。

若い方、御仕事等もございまして、なかなか行きづらいというお話も聞いておりますが、なるべく、また、そういう形で新しい方をお願いできるようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

馬場委員長

そういう意見もあったということで、どうぞよろしく願いいたします。
本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第29号は原案どおり可決いたします。

次に、「議第30号 平成26年度草津教育行政の重点施策案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。お願いいたします。

教育部長

議第30号、平成26年度草津教育行政の重点施策案につきまして、加藤から御説明申しあげます。議案書のほうは123ページから127ページをお願いいたします。

平成26年度の草津教育行政の重点施策についてでございますが、草津市教育振興基本計画の基本理念に基づきまして、3つの基本方向に沿って取りまとめをしております。

まず、子どもの生きる力を育むでは、草津市いじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題を初め、子どもたちにかかわる諸問題に適切に対応してまいります。

また、中学校の給食につきましては、新しいスクールランチ制度を2学期から開始する予定でございます。

次に、学校の教育力を高めるでは、タブレットパソコンを全小学校に3学級ごとに35台、小中学校の特別支援学級用に1校当たり10台、全体として約3,200台を整備し、ICTをより活用し、子どもたちの学力の一層の向上を目指します。

また、施設面では（仮称）老上第二小学校の建築工事に着手するとともに、いわゆる非構造部材の耐震対策のための調査、点検を行います。

次に、地域に豊かな学びをつくるでは、しが県民芸術創造館を来年1月に県から移管を受けるに当たりまして、所要の改修を行い、アミカホールとともに文化芸術の拠点の1つとしてまいることになっております。

また、史跡草津宿本陣楽座館を来月オープンいたし、本陣の来館者の増加に努めてまいりたいと考えております。

そして、教育施策の土台である、現行の教育振興基本計画につきまして、策定から5年を経過するため、全般的な見直しを行います。

なお、124ページから126ページには、関係事務事業の一覧を掲載しております。予算的には新規が10本、それから、拡大が13本となっております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度草津教育行政の重点施策案の説明といたします。よろしく御審議をお願い申しあげます。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。お願いいたします。

麻植委員

施策の14の読書活動の推進の中なんですけれども、平成13年度に子どもの読書活動の推進に関する法律ができて、第10条に子ども読書の日を4月23日とするというのが決められています。これに子ども読書の日にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないというのがあるんですけれども、我が草津は本当に子どもたち向けの読書に対しての活動が活発な中で、これに対するものは何か施策としてあるのでしょうか。

図書館長

図書館の今井でございます。委員、御指摘の4月23日、子ども読書の日でございますが、図書館といたしましては、子ども読書週間といいますものを4月23日から5月12日まで設けさせていただいているところでございます。とりわけ、本館と南草津図書館の中におきましては、子ども読書の記念ということで、お話の時間でございますとか、あわせて、お話会、ブックトークの会、さらには木曜お話の時間などの企画をしながら、市民の皆様方、また子どもたちも含めて読書に親しんでいただけるよう、そういう機会を提供させていただいているところでございます。

麻植委員

図書館というのは社会教育基本法の9条の中に、図書館、博物館は社会教育のための機関とするというのがあるんですけれども、この重点施策の中で今、子どもたち向けの施策は本当にがんばってしてくださっているのを聞きましたので、社会教育的な観点で何かされているのであれば、また、展望等があればおっしゃっていただければと思うんですが。

図書館長

委員、おっしゃっていただきましたように、図書館といいますのは、社会教育施設でございます。市民の皆様方の生涯学習、つまり生涯にわたって行う学習の場を御支援するといいたししょうか、手助けする場でございます。そういう意味から考えてまいりますと、図書館法第3条に図書館の奉仕というのがございまして、その中には資料、情報の提供、さらには相談事業、さらには読書会、鑑賞、展示、映画会等々がうたわれてございまして、そういったものを、この図書館管理運営費の中で充実して進めていこうと考えているところでございます。

麻植委員

もう1点。郷土愛を育む地域づくりの推進の中で、市美展の予算とか、俳句

のまちづくり事業の予算などとか、市民文化芸術活動支援事業費、それぞれ予算がついていますが、私の記憶なので違うかもしれないのですが、文化的なものでは21世紀協会委託事業なのではないかなと思うのですが、この予算は項目別に予算額が上がって、そこに委託されているのでしょうか、お聞かせいただけますか。

生涯学習課副参事

生涯学習課福西でございます。21世紀文化芸術推進協議会のほうに委託しておりますのは、市民文化芸術活動支援事業費の中にある事業をさせていただいています。したがって、市美展と俳句のまちづくりにつきましては、市のほうで実施させていただいているところです。この市民文化芸術活動支援事業の中で草津市民文化祭、市民音楽祭、草津市民アートフェスタ、その3つの事業が、この中に入っております。この中の経費については、そのほか、事務経費とか、いろんな経費を含んでいますので、イコールの金額ではないのですが、このうちの中で、その3つの事業を委託させていただくということで、26年度も、そのような予定をさせていただいているところでございます。以上です。

麻植委員

委託に関して、どのようなものを予算だけではなくて、どのような部分を、項目として挙げてお願いされているのでしょうか。

生涯学習課副参事

生涯学習課の福西でございます。項目といいますのは、課目というか、内容ですか。

麻植委員

例えば、点検評価のときにもあったんですけども、例えば、市民文化祭であれば、市民全体が参加できるようなものにするとか、予算等々が市民の税金で行われるものですから、行政としてどのようなことに留意してほしいとか、どういうふう草津のまちをよくするために、文化芸術が一環として草津の発展に寄与するようなものになるようにしてほしいとか、そういうふうなものの指針になるものを、お頼みになっているのか等々をお聞きしたいのですが。

生涯学習課副参事

内容的なものということで。

麻植委員

はい。

生涯学習課副参事

草津市民音楽祭と草津市民アートフェスタにつきましては、一般公募の方にもたくさん御応募いただいて、出演なり、事業の企画とかそういったことをし

ておるんですけれども、その点は引き続きさせていただくと予定しています。

草津市民文化祭のほうで、一般公募という制度であったり、あるいはワークショップであったりとか、そういう事業というのがちょっとできていなかったもので、実は先週、文化協会のほうの会議がございまして、そちらのほうにも出して言わせてもらったんですけれども、26年度につきましては、そのような視点で取り組んでいただくというような形でお願いしたいということで、市の考え方としても、そういった形で進めて、委託させていただくということで考えているので、お願いしたいということで、その役員の会議の中では申しあげたところです。そういった展開で、全市的に広がるような、よりそういった内容になるように、市民の方に参加、参画いただけるような事業の展開を図っていきいたいというふうに思っております。

以上でございます。

麻植委員

この基本計画というのは、先ほど部長からもありましたように、5年の見直しになる、ちょうど時期なんですけれども、そこでちょっと、また考慮してもらえたらと思うのが、施策基本計画、子どもの生きる力を育むの中の、目標1、健やかな心と体の育成の中の、重点施策の中でも上がっているんですけれども、施策の4、心に響く道徳教育・人権教育の推進とありまして、子どもの心に響くというところの中では、道徳教育と人権教育のみが上がっている形なので、そこにも情操教育のような、例えば文化とか芸術の部分も視野に入れてもらえたら、考慮も、また5年の見直しの中で考慮していただけたらなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

馬場委員長

今のは、もうそれでよろしいでしょうか。

麻植委員

はい、もう、お願いで結構です。

馬場委員長

お願いということで、多分、細かいところが載っていないと思うんですが、それぞれの事業には、技術だけを育てるということは絶対ないので、最終的には心を育てていくというのが全て、どの事業でも最終目的ではあると思いますので、そういうことも含めて、また酌んでいただくということで、よろしく願いいたします。

ほかに。はい、どうぞ。

谷川委員

127ページの施策34の総合型地域スポーツクラブの補助金が110万円というのは、ちょっと物足りないと思うんですけれども、以前、総合型をつくる

前の予算で120万円だったと思うんですけど、それより減って、総合型ができていのに減っているというのは、地域で子どもたちが活動するという、そういう場づくりには、ちょっと物足りないんじゃないかと思いますが、どうですか。

スポーツ保健課専門員

委員、御指摘のとおり、今年度まで120万円の補助金で、3年間させていただきまして、会員を増やして、自立した運営をしていただくということで補助金を3年間という形をお願いしてまいりました。ただ、会員増加していただいておりますが、その分、事業等もふえているところでございまして、補助金の120万円からゼロということではなく、自立に向けて10万円の減額はさせていただきましたが、110万円の補助で事業運営のほうを支援していこうという考えで予算のほうを要求させていただいたところでございます。

馬場委員長

ほかに質問はありませんか。

本議案につきまして御異議はございませんか。お願いいたします。

教育部副部長（総括）

まことに申しわけございません、126ページ、127ページの表と右側が2つ目の、平成25年度予算額になっておりますが、両ページとも平成26年に訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。

馬場委員長

125と126の予算額、平成26年度に訂正をお願いいたします。

では、異議がないようですので、議第30号は原案どおり可決いたします。

次に、「議第31号 平成26年度公民館活動基本方針案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。お願いいたします。

まちづくり協働課長

議第31号、平成26年度公民館活動基本方針案について、まちづくり協働課木村のほうから御説明申しあげます。議案書の128ページから131ページまでを御覧ください。

本市の公民館につきましては、生涯学習や社会教育の拠点施設であるとともに、地域コミュニティの拠点施設として市民センター機能をあわせ持っております。こうした中で公民館の役割を明確にしながら、市民センターとの相互の機能が総括的に発揮できるよう、運営してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、公民館活動基本方針案についてでございますが、昨年度との変更点はございません。基本方針では主なものを4点挙げさせていただいております。

す。129ページのところのちょうど真ん中のところでございますけれども、1点目は人権の尊重、2点目は地域教育力の向上、3点目は地域住民に開かれた利用しやすい公民館、4点目は高齢者の社会参加、生きがいきりの場でございます。この中で3番目の、よく地域住民に開かれた利用しやすい公民館についてでございますが、耐震診断をしました結果、耐震性能の不足が判明しました草津市民センターにつきまして、施設を安全、安心して利用できるよう、平成25年度、今年度に耐震補強工事を実施いたしました。26年度につきましては、市内13の市民センターの中で、建築年度が最も古い、笠縫市民センターの建てかえを行うための設計業務を行い、平成27年度から建築工事を実施する予定でございます。

次に、重点目標でございますけれども、1点目が公民館活動の活性化と充実、2点目が人権学習の充実と差別のない明るいまちづくりの推進、3点目が地域協働合校の推進、4点目が青少年健全育成、5点目が生涯学習の推進、6点目が高齢者の社会参加・生きがいきり対策の推進、7点目が文化活動やふるさと活動の推進、8点目が地域コミュニティの活性化、9点目が利用しやすい公民館づくりの促進ということでございます。

市内13の学区におきましては、まちづくり協議会を設立していただいたところございまして、協議会への公民館講座を委託するなどして、地域の実情に応じた、地域住民が主体となった教育学習活動の、さらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしく願い申しあげます。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。お願いいたします。

麻植委員

地域協働合校について、生涯学習課との連携というのはどのようになっているのか、お聞かせいただけたらと思います。

まちづくり協働課長

地域のほうで進めていただいている地域協働合校については、まちづくり協議会が主体となってやっておりますし、学校のほうは生涯学習課のほう为主体となってやっているということでございます。

馬場委員長

それでよろしいですか。生涯学習課からも言ってもらいますか。

麻植委員

そうですね。お願いします。

生涯学習課副参事

生涯学習課の福西でございます。今、まちづくり協働課のほうから御説明がありましたことと、学区、地区のほうにも、まちづくり協議会のほうに一括交付金という形で、今年度から交付させていただいています。予算の執行の仕方をちょっと変えたということだけでありまして、実際に生涯学習課のほうで地域協働合校の推進に当たって、例えば職員さん向けの研修をさせていただいたりとか、実際にやっている事業を見にいかせていただいたりとかしている中で、実際にお困りのこととか、相談があった場合については個別に相談させていただいたりとか、そういったことでこれまでと同じような形で地域における地域協働合校についても進めさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

麻植委員

見にいってくださっているのは、どれぐらい見に行ってくださいっているのか、地域協働合校に。

生涯学習課副参事

生涯学習課の福西でございます。13のところ全て、なかなか見に行くというのは困難なんですけれども、基本的に、ふれあいまつりですね、地域協働合校に位置づけてしていただいているところもありますし、個別の協働合校事業で、例えば、大路フェスタとか、そういう防災の関係と協働合校を関連づけた事業とか、そういったもので、ちょっと私どもが自分のところの事業に影響のないときに行けるやつを見にいったりというような形で、ちょっと何回行っているというカウントはしていないんですけれども、できる限り見に行くという気持ちで進めさせていただいているところでございます。なかなか、秋の時期は自分のところの事業がたくさんありまして、土曜、日曜とかでも、行けないときが多いんですけれども、できるだけ行けるときに行くように心がけているところです。

麻植委員

地域主体の地域協働合校はまちづくり協働部がかかわってられて、学校主体でされる地域協働合校は生涯学習課がということですか。ふれあいまつりというのは、どちらかというと、地域と学校と協働かなと思うんですけれども、学校主体の地域協働合校というのは、例えば田植えだったりとか、地域の人が学校に入ってという部分ですね。そういうところに見にはいかれてないんでしょうか。

生涯学習課副参事

生涯学習課の福西でございます。小学校、中学校のほうで地域協働合校をさせていただいているんですけれども、そちらのほうも、当然、見にいっていません。それも全て見に行くのは困難なので、できるだけ見に行けるときに行って

います。学校のほうでは授業支援であったりとか、クラブ活動の支援であったりとか、いろんなボランティア活動とか、そういったことを学校に来ていただいて、地域協働合校のほうで取り組んでいただいています。そのような形で実施させていただいているというところでございます。

以上でございます。

麻植委員

もう1点、すみません。先ほど、公民館のところでも言ったんですけども、利用しやすい公民館づくりの促進という観点で、また利用日程の件、検討していただけたらと思いますので、それをお願いとして、まちづくり協働課のほうもお願いしたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。

馬場委員長

先ほどの話だと思うんですが、公民館のことについての利用日が4日前からとかいう話ですね。

麻植委員

はい。

馬場委員長

一律に必ずできるということは、多分できないと思うんですが、働いている人たちの都合もあると思うので、そういう意見があったということで、どうぞよろしく願いいたします。

地域協働合校については、それよろしいでしょうか。

ほかに質問はないですか。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議もないようですので、議第31号は原案どおり可決いたします。

————— 日程第6 —————

馬場委員長

それでは、日程第6、報告事項に入ります。

事務局より報告をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の糠塚です。

定期監査の結果について報告させていただきます。資料は3ページのほうを御覧ください。

平成25年12月24日に平成24年度分の教育研究活動推進費と教育研究所運営費について、定期監査を受けました。その結果を報告させていただきます。

教育研究活動推進費につきましては、学校図書館の読書活動や人権教育指定校の研修について、充実した取組ができているとの評価をいただきましたが、3点の指摘をいただいております。

まず、1点目につきましては、学校図書館運営支援業務にかかわる委託業務の仕様書と実績報告に齟齬が見られたということです。仕様書では勤務時間を9時から12時までとしておりましたが、実績報告では3時間の勤務時間となっております。今後、適正となるように仕様書のほうを変更していきたいと思っております。

2点目は司書教諭の専任化についてですが、国、県に引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

3点目は人権教育に係る国の研究指定校の指定についてです。校長会で周知し、研究指定校の決定をしているのですが、今後、指定に至る過程が明確になるよう、回議書により処理してまいりたいというふうに考えております。

次に、教育研究所運営費につきまして、教育に関する調査研究、スキルアップアドバイザーの配置、やまびこ教育相談の運営、学校問題サポートチームなどの運営や事務の執行については、適正に処理されていると評価をいただきましたが、1点指摘を受けました。教育研究所の運営委員会の庶務につきましては、草津市立教育研究所規則第7条10項に、教育委員会学校教育課において処理すると規定されておりますが、現実には教育研究所において、その事務を担っておりました。運営委員会では教育研究所における事業の計画、実績等を検討していただくことから、教育研究所において庶務を行うよう、規則改正を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

馬場委員長

次、お願いいたします。

生涯学習課副参事

生涯学習課の福西でございます。5ページ、6ページのほうを御覧いただきたいと思います。昨年12月24日に定期監査を受けさせていただきましたが、その結果、6ページのところに意見、指摘等ということで、御指摘いただきましたので、その内容について報告させていただきます。

青少年対策費というところで、青少年対策費につきましては2点指摘がございまして、青少年育成市民会議への委託料の事業費につきまして、評議委員会で承認された事業費と補助費の実績報告様式の事業品目に、齟齬があったとい

うところでございます。この点につきましては、委託料の中での対象事業、両方とも対象事業なんです、そのうち一部、不足が生じたので、残のあるところからそちらのほうに予算のほうをちょっと回させていただいたというところで、その辺の反映が補助金の実績報告の中でできていなかったということで、その点については適正な手続を行ってまいりたいと思います。

それから、もう1点の草津音楽甲子園事業費補助金の交付要綱でございますけれども、この事業につきましては平成24年度に終了いたしております。その後、その要綱の廃止の手続ができておりませんでしたので、これにつきましては廃止の手続につきまして、行わせていただいたところでございます。

次に、その他のところですが、その他として御指摘のありました点も2点ございまして、支出伝票処理の際に領収書等の添付とか、代表者の方の確認がなされなかった点があったということで、これも草津音楽甲子園事業のことなんですけれども、その点につきましてはこのようなことがないように適正な手続を行ってまいります。

それから、次のアミカホールの備品登録の関係ですが、アミカホール指定管理者のほうで管理運営されておりますが、指定管理者のほうで購入いただいた物品につきましては、市のほうから備品購入費ということで交付しておりますが、その帰属先は草津市にあるというところで、備品台帳登録の手続ができていなかったというところから、その登録のほうを現在、進めているというところでございます。

以上で定期監査結果の報告を終わらせていただきます。

馬場委員長

続いてお願いいたします。

スポーツ保健課専門員

続きまして、スポーツ保健課から報告させていただきます。資料7ページ、8ページとなっています。御覧ください。

平成25年12月25日に平成24年度を対象として定期監査を実施していただきました。対象とした事務事業はスポーツ団体活動促進費と学校安全推進費でございます。

スポーツ団体活動促進費につきましては、スポーツ振興計画に基づきまして、体育協会でありますとか、スポーツ少年団、学区、地区体育振興会、さらには総合型地域スポーツクラブ等への運営費、事業費の補助金につきまして、スポーツの振興に努められたと評価いただいたところでございますが、意見、指摘事項としまして、体育協会事業補助金につきまして、補助対象経費を整理し、要綱の改正について検討されたいと。また、補助対象経費につきまして、算定基準を内規で定めることについても検討されたいという意見、御指摘をいただ

いたところでございます。

学校安全推進費につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度等でございますとか、地域ぐるみの学校安全推進事業、あるいは小学校新1年生への防犯ブザーの貸与、通学路の安全対策等、おおむね適正に執行されているというふうに評価いただいたところでございます。

一部に改善、検討を要する事項があることから、有効かつ効率的な事務執行に取り組まれないという御意見もいただきました。

また、その他としまして、各種団体の事務取扱につきまして、財務処理につきまして、各代表者の確認のもと適正な処理に努められたいと。また、各種スポーツ大会開催補助金につきまして、要綱の補助対象事業に具体名が記載がないことから、記載されるのが望ましいというような意見をいただいたところでございますので、こちらのほうを改正してまいりたいと考えております。

以上でございます。

馬場委員長

ありがとうございます。

それでは報告事項の第2のほうも続いてお願いいたします。

スポーツ保健課専門員

スポーツ保健課の藤崎から報告させていただきます。

資料の9ページから22ページとなっております。

草津市スポーツ振興計画に基づきまして、毎年度点検、評価をいただいているところございまして、今回は去る3月18日にスポーツ推進審議会を開催いたしまして、点検、評価をいただきました。この結果に基づきまして、次年度以降の効率的、効果的なスポーツ振興につなげていきたいと考えているところでございます。

振興計画につきましては、目標としまして週1回以上、30分以上のスポーツに取り組んだ人の率をあげていこうと考えておりまして、現在のところ、平成24年度直近では49.1%というところでございます。

スポーツ関連予算につきましては、次のとおりでございまして、点検評価に係る結果につきましては、7施策の達成の評価としてBの71.4点という評価をいただいたところでございます。10ページからは施策1から7まで、具体的な評価をいただいております。施策ごとに達成度評価をいただきまして、内容等への御意見等もいただいたところでございますので、これに基づきましてスポーツ振興計画の振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

馬場委員長

それでは、3番目の幼児教育と保育の一体的提供に向けての報告をお願いい

たします。

幼児教育と保育の一体的提供に向けてという提言書でございますが、その概要につきまして、子ども家庭部幼児課の田中から御説明させていただきます。

報告書の23ページから26ページを御覧いただきたいなというふうに思います。いわゆる幼保一体化の検討委員会につきましては、外部の委員さん12名で昨年度と今年度、2年間にわたりまして御検討いただきました。昨年度は6回、今年度は7回の審議会を開いていただきまして、去る2月19日に委員長のほうから市長のほうへ提言があったものでございます。

23ページを御覧いただきますと、草津市の認可保育所と幼稚園における、主な現状と課題というのが、真ん中にごございますけれども、幼稚園と保育所の在籍のアンバランス、それから3歳児さんの未就園層、約3割でございますので、その層に対する幼児教育の提供、それから多様な就労形態に対する就学前児童の受け皿の確保が必要であるという、こういうような課題がございます、そういうことを中心に、特に24ページを御覧いただきますと、ここに提言項目という形で1から12の項目がございますけれども、特に昨年度、課題の抽出をさせていただきまして、教育や保育の質の確保でありますとか、職員や保護者間の連携、こういったさまざまな課題等について議論いただきました。

25ページでごございますけれども、本市における幼保一体化の基本的な考え方ということで、次の5点にまとめていただいたものでございます。まず、幼保一体化の視点でごございますけれども、将来の就学前人口の減少というものを踏まえますと、幼保一体化からのアプローチが絶対必要であるということと、先ほど申しました、本市の現状と課題を解決していくという必要性、それから将来を担う子どもの最善の利益を保証するという観点は絶対に外せないというふうなこと。それから、幼保一体化における保育と教育の質の確保でございますけれども、豊かな保育と教育を連続的に低年齢児から提供し、かつ3歳児以上児への質の高い幼児教育をひとしく提供するということ。3歳児さんの受け入れ枠の拡大を図っていく必要がある。そして、職員の資質向上や連携の確保、また処遇の改善等が必要であって、一方で特別な支援を必要とする子どもさんに対して、よりきめ細かな支援を受けられるような配慮とともに、小学校との連携、交流といった観点も必要であるということ。

それから、幼保一体化の推進方法につきましては、やはり保護者の選択肢の拡大という面から、草津市のニーズに合ったモデル園というものを整備して、段階的に実施していくということが必要であろうと。その際に人とか施設環境のさらなる向上を図っていくことが必要であると。実施する際には市民や保護者さんに対する丁寧な説明や周知が必要であるということ。

それから、公私立の連携と民間活用ということで、現在、公私立の幼稚園、保育所で培われてきた、幼児教育と保育の成果を貴重な財産として継承、充実させていながら、本市の幼児教育、保育を担ってきた民間の力を貴重な社会的資本として、引き続き、積極的に活用していくということが大切であると。モデル園として、まず公立が実施して、そのノウハウ等を私立さんのほうにも提供しながら、市全体としての幼保一体化の推進を視野に入れることが必要だということでございます。

最後の26ページでございますけれども、その際に幼保一体化の実践スキームということで、まずモデル園を検討して、速やかに職員の参加も含めながら検討して、速やかに保護者さんへの説明会等で周知をしながら、実際、モデル園として実施した際には、そこにおけるさまざまな成果であるとか課題、こういうものを検証しながら、それを反映させた次の展開に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

幼保一体化の基本的なフレームということで、いわゆる認定こども園につきましては、ここに書いてございますように、保育所型、幼稚園型、幼保連携型、それから、もう1つ、地方裁量型というのがあるんですけども、地方裁量型はともかくとして、保育所型、幼稚園型、幼保連携型、これらのものを視野に入れながら、各幼稚園、保育所の立地や施設の状況等を勘案しながら、それぞれのモデル形態を検討して、モデル園として実施してまいりたいというふうに考えてございます。この際には子どもに最大の利益がということで、それを実現する手段の1つとして位置づけているところでございます。

今後、今回の提言をもとに、来年度の上半期ぐらいをめどとして、草津市としての幼保一体化の基本計画というものを立案していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

馬場委員長

ありがとうございました。もう1つ、寄付について、報告をお願いします。

教育総務課長

報告事項4、寄付受け入れ報告のうち、小中学校への寄付について御報告させていただきます。

報告書の27ページ、28ページでございます。

まず最初に、志津地区教育振興会様から志津小学校に対しまして、テント以下、記載のような品目をいただいております。また、宮川博子様からは児童図書志津小学校に寄付いただいております。

続きまして、志津南小学校でございますが、平成25年度保護者様から大型ストーブを、矢倉小学校に対しましては、矢倉小学校平成25年度PTA様か

ら掃除機、百人一首など、また、矢倉小学校25年度保護者様からストップウォッチをいただいております。老上小学校に対しましては、老上学区教育振興会様からパイプ TENT を、また28ページでございますが、山田小学校に対しまして、山田幼小教育後援会様からシューズボックスを、平成25年度保護者様からは指揮台を、高穂中学校に対しましては高穂中学校3年生PTA様から折り畳み椅子と会議用テーブルを、草津中学校に対しまして、草津中学校PTA様から折り畳み椅子を、玉川中学校に対しましては、平成25年度保護者様から掲示板を、新堂中学校に対しまして、平成25年度保護者様からビジネスプロジェクターと体育館用カーペットを寄付いただきましたので、御報告申し上げます。

幼児課長

続きまして、29ページ、幼稚園でございます。

玉川幼稚園につきましては、PTA様のほうから小太鼓一式等3つの種類の寄付をいただいております。それから、志津幼稚園に対しましては、志津地区の教育振興会様より本革のパーラック・ミニ、太鼓でございますけれども、こういうもの。それから、志津幼稚園のPTA様のほうからテントほか、記載のものを寄付いただいております。それから、中央幼稚園に対しましては、中央幼稚園にPTA様から電気鉛筆削りを1ついただいております。笠縫東幼稚園に対しましては、笠縫東幼稚園のPTA様から絵本スタンド等をいただいております。笠縫幼稚園に対しましては、笠縫幼稚園のPTA様から、八角ジムと、笠縫学区の自治連合会様から八角ジムをいただいております。

以上でございます。

馬場委員長

ありがとうございました。

ただいま、たくさん報告事項があったんですが、このことをまとめて御質問はございませんか。お願いいたします。

麻植委員

報告事項の2の10ページなんですけれども、草津市体力づくり歩こう会が26年度以降については文化財めぐりなど、プラスアルファの価値をつけてということで展開されるようなので、いろんなことをくっつけてして下さるのは、とてもいいなと思うのです。それで、市の部局でも景観課でまち歩きをされています。また、これとの連携などの考えというのはないのでしょうかシティセールスの意味でも、はまるかなと思うのですが、いかがかなと思う点が1つ。

それと、もう1つ。食に関してです。これもそうなんですけれども、協働のまちづくり事業の中で、24年度には食を通じた健康づくり推進事業とありま

して、栄養士で構成される市民団体が中心となって、まちづくり提案事業をされました。ここにも地域栄養士団等の協働事業として書いていますが、また、こういうふうにして、まちづくりの提案が、もしありましたら、こういうとの連携も中に入れられてはどうかというふうに感じました。まちづくり提案事業には、その次の12ページにもアスリートの育成事業とか、父親教室などでも提案事業として捉えられているのを見ますと、食に関しても、また入れ込んでいただけるのではないかなと感じました。

以上が報告事項2についてです。

あと、報告事項3なのですが、先日のシッターの関連の死体遺棄事件などが報道されていますので、民間施設の補充等を考えているのであれば、どのような質のチェックとか、考えておられるのであれば、そこら辺をちょっとお聞かせいただければと思って、2点質問したいなと思いました。

スポーツ保健課専門員

スポーツ保健課ですが、10ページの歩こう会につきましてですが、今年度は環境課とエコウォークのほうを開催させてもらいましたし、文化財保護課さんのほうとは文化財ウォークを毎年度、させていただいておりますので、委員、御提案をいただきました、景観課のほうとも連携しながら、またプラスアルファの価値をつけていきたいと考えております。

また、12ページのまちづくり提案事業としまして、スポーツ保健課のほうでは、子どもアスリート事業を提案いただきましたので、来年度、こちらの事業でさせていただきますが、ほかの施策につきましても、まちづくり協働課と調整させていただきながら、市民の皆様の提案を受けて実施できるものは、また、させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

幼児課長

幼児課の田中でございます。まず、この提言につきましては、外部の委員さんの提言でございますので、我々が主体的につくったものではございませんので、今、御指摘いただいたものも含めまして、基本計画、また実施計画の際に十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

馬場委員長

ほかにありますか。

谷川委員

スポーツ振興計画の件で。実績値が23、24、25はどうなるかわかりませんが、減少しているということが1点ありますね。

それと、13ページの体力テストで全国平均より下回っており、10分短いとか、その数字がどうなんかというのはもうちょっと分析せなあかんとは思いますが、それを学校へ返すんじゃなくて、例えば、先ほど総合型で言

ったのは、それを総合型へ帰って、地元でやるという子どもたちの活動の方法。それから、市民意識調査の結果から、減少しているということは、対象も含めて、もう少し総合型で考えられへんかなという、そういう思いで聞いたので、そこ関連づけてやると、もっともっと生涯スポーツが発展していくんじゃないかなというふうに思って、これは私の意見でございます。

馬場委員長

貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。

ほかはないようでしたら、以上をもちまして。はい、どうぞ。

村山委員

同じく、報告事項2の学校保健について、11ページのところの右側に食育推進計画のことが少しありますけれども、昨年、給食センターがオープンして、私たちもすばらしい施設を見せていただいたんですけれども、調理室というのですか、みんなが集まって調理実習ができるような、先生のところに大きな鏡もついて、すごくいい部屋があって、そこでいろんなこともできるようにしたいということをおっしゃっていましたが、子どもたち自身ですとか、保護者さんですとか、そういったところの利用とか、見学とか、そういうのは、この1年でどれくらい、どんなふうだったのかなということ。

馬場委員長

ちょうど1年たちましたので、1年間の中で利用状況を、お願いいたします。

教育部副部長（学校給食担当）

給食センターの梅原です。おっしゃっていただきました実習室という調理台があって、鏡がある、あの部屋なんですけれども、我々のほうで物資、給食の資材を選定したり、献立を考えたりするときに、実際に調理員さんにつくってもらって、これ、ほんまにやってみてどうなのかというような調理に使わせてもらっています、まず、あの部屋は。

対外的に今のところオープンに外には出していませんけれども、次に、施設が運営できまして、ほぼ1年たちまして、給食もこの間、終わったところなんですけれども、試食会という形で2学期から地域の方、いろんな方、各団体からお見えいただいて、その対応をさせてもらっています。ざっと20団体から、30まではいってないと思うんですけれども、20団体ぐらいからの試食会を受けて、1回20人か30人ぐらいの、少ないときは10名前後でもありますけれども、そのような団体を受けています。

何とか順調に1年間過ぎて、よかったなと思っています。もう1つは病気とかノロとか、あの辺は目に見えませんが、結果的にはありがたかったなと思っています。給食センター、1年、終わった状況としては。

村山委員

地域というのは、PTAさんということですか。

教育部副部長(学校給食担当)

どのような団体でも、お受けさせてもらっています。

村山委員

実際に今まであったのは。

教育部副部長(学校給食担当)

PTAさん関係は、案外少ないですね。どの団体でもお受けしています。多いのは案外、高齢者が多いです。

村山委員

そういう関心が高いということですかね。

教育部副部長(学校給食担当)

そうですね。せっかく、給食センターが地元でできたんやからといって、たくさん地元の方もお見えになっていますし、スポーツの団体だなと思うような方とか、文科系の団体かなという方もお見えになっています。特に限定していません。市内の方やったらどなたでも、どんな団体でも受けていますので。

村山委員

たくさん、いろんな方を受け入れていただくというのは、すごくいいことだと思いますし、せっかく、学校で出されている給食なので、もっと保護者の方々の見学なり、できれば実習なりというものをどんどん推進、促進していただきたいなというふうに思います。保護者向けにいろいろ出すのも確かに、すごくいいんですけども、子どもを通じてというのは、すごく一番入ってくるというか、部分が大きいと思うので、ぜひそこも力を入れていただきたいなと思います。

以上です。

生涯学習課副参事

ちょっと、先ほど青年補導委員の関係の、再委嘱の関係で、ちょっと補足させていただきます。再委嘱は可能なんですけど、満70歳を超えて委嘱することはできないということで。ただし健康であって、意欲があれば、1期だけ延長できるというように規定されていますので、そこだけちょっと追加で報告させていただきます。

馬場委員長

ありがとうございました。

たくさんありましたが、これで本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。

次回は4月22日、午後2時半から、定例会の開催予定です。よろしくお願

いたします。ありがとうございました。

閉会 午後4時20分